

令和 2 年 度
長野県国民健康保険団体連合会
定例理事会議事録

と き 令和 3 年 2 月 3 日 (水)
午後 1 時 30 分から

と ころ 長野市西長野加茂北
長野県自治会館 2 階大会議室

附 議 事 項 別冊議案のとおり

会 議 概 況 以下のとおり

開 会 午後 1 時 30 分

開 会 事務局

理事長あいさつ 理事長
別紙のとおり

定 足 数 報 告 事務局
本会規約第 32 条による定足数を報告いたします。
現員理事数 16 名
出席理事数 9 名
書面表決理事数 7 名 (規約第 35 条)
代理出席者数 2 名
従いまして、本日の理事会は成立いたしました。

議 長 選 任 事務局
続きまして議長の選任でございますが、理事会の議長は、本会規約第 41 条の規定により、理事長が議事を主宰することとなっておりますので、理事長にお願いいたします。

議 長

それでは、規約の規定によりまして、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

議事に先立ちまして、議事録の署名人を慣例に従いまして、議長から指名をさせていただきます。

上 松 町 長 大屋 誠 様
長野県国保直診医師会長 濱口 實 様

のお二人をお願いいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 事

議 長

それでは、これより議事に入ります。

まず始めに、1頁、議案第1号「令和2年度 長野県国保連合会 審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2回）」及び議案第2号「令和2年度 長野県国保連合会 後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2回）」を一括して議題といたします。

事務局から説明願います。

事 務 局

<説 明> 事務局 議案書により説明

議 長

事務局の説明が終わりました。ご質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

《質疑等なし》

特にご意見等がなければ、原案どおりご承認いただくこととしてよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

ご異議ないものと認め、議案第1号から議案第2号を原案どおり決定することといたします。

次に7頁、議案第3号「令和3年度長野県国保連合会事業計画」についてを議題といたします。

事務局から説明願います。

事 務 局

<説 明> 事務局 議案書により説明

議 長

事務局の説明が終わりました。ご質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

《質疑等なし》

特にご意見等がなければ、原案どおりご承認いただくこととしてよろしいでしょうか。

か。

《異議なしの声》

ご異議ないものと認め、議案第3号について原案どおり決定することといたします。次に、別冊2頁、議案第4号「令和3年度一般会計歳入歳出予算」から議案第14号「令和3年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（支払勘定）歳入歳出予算」及び本冊14頁、議案第15号「令和3年度一時借入金について」並びに、議案第16号「令和3年度積立金の処分について」までを一括議題といたします。

事務局から説明願います。

事務局

＜説明＞ 事務局 議案書により説明

議長

事務局の説明が終わりました。ご質疑、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

《質疑等なし》

議長

その他、特にご意見等がなければ、原案どおりご承認いただくこととしてよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

ご異議ないものと認め、議案第4号から議案第16号までを原案どおり決定することといたします。

続きまして17頁、議案第17号「通常総会の招集について」を議題といたします。事務局から説明願います。

事務局

＜説明＞ 事務局 議案書により説明

議長

事務局の説明のとおりでよろしいでしょうか。それでは、2月25日に、通常総会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、18頁、議案第18号並びに19号「事務局長の任免について」を議題といたしますので説明願います。

事務局

始めに、18 頁の議案第 18 号「事務局長の退職について」でございます。当連合会の事務局職員の任免につきましては理事長の専任事項でございますが、事務局長につきましては、規約で理事会の承認事項となっておりますので、今回お諮りするものでございます。事務局長でございます平出邦夫は定年による退職となるため、令和 3 年 3 月 31 日をもって事務局長を免ずるものでございます。

続きまして 19 頁、議案第 19 号でございます。「事務局長の任命について」でございます。令和 3 年 4 月 1 日付で、現事務局次長の吉澤悦男を事務局長に任命するものでございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明のとおり、事務局長の定年による退職と、4 月 1 日以降の事務局長の任命をするものですが、原案どおり承認いただけますでしょうか。

《異議なしの声》

ご異議ないものと認め、議案第 18 号並びに 19 号について原案どおり決定することといたします。

以上で本日予定しておりました議決事項は、全て終了いたしました。議事録は事務局で整備のうえ、後日、議事録署名人に署名をお願いすることといたします。

なお、議事録につきましては、「理事会議事録の作成及び公表要領」に基づき、本会ホームページに掲載させていただきますのでご承知おきください。

その他事務局からありましたらお願いします。

事務局

<説明> 事務局

その他資料「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種における国保連合会の対応について」

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種における国保連合会の対応についての役割分担ですが、厚生労働大臣の指示のもと、県との協力により、市町村において予防接種を実施するものとなります。現在、接種体制、流通体制等について、市町村、県それぞれで整備していただいているところです。

接種場所ですが、原則は居住地の市町村で接種することになります。ただし、やむを得ない事情がある場合には居住地外の市町村で接種を受けることができます。居住地外で接種が行われた場合には、費用の請求支払事務を国保連合会が行うとしており、これにより市町村や医療機関の負担軽減を図るということです。

支払事務の契約については、市町村は県に契約を委任し、委任を受けた県と国保連合会が契約を行います。

支払事務の体制ですが、市町村内の医療機関で接種を受けた場合は、直接医療機関が市町村に費用の請求を行うことになっています。被接種者が市町村外の医療機関で接種した場合は、医療機関は国保連合会を通じて費用を請求することになります。県外の医療機関で接種した場合は、他県の連合会、中央会を介して行うという仕組みです。

実施に向けたスケジュールですが、医療従者への接種については2月中旬からスタートしたいということです。国保連合会の費用決済業務開始は4月からとなります。その前に県と契約の締結をしまして、システムの対応をしていく流れになります。また、業務体制の検討を行いまして、規則改正、予算対応を行うということになります。

システム改正等の初期費用については、令和2年度での予算対応、4月以降の業務開始後の事務経費、接種費用については令和3年度予算での対応となります。

なお、新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用につきましては、診療報酬審査支払特別会計で経理をするということになっており、事務経費については業務勘定、接種費用については支払勘定で取り扱うこととなります。

現在、県と調整しておりますが、4月の業務開始に向けて準備をしていく必要もありますので、今後、規則改正、補正予算につきましては大変恐縮ではございますが、書面による臨時理事会を開催させていただきご承認をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

議 長

ワクチン接種における国保連合会の対応について説明がありましたが、ご質問・ご意見等ありますでしょうか。説明を受けて理解を深めたということでもよろしいでしょうか。この他何かありますでしょうか。

～要望事項～

理 事

現場から国保連合会へ正規の保健師の配置をお願いしたいとの要望がありました。現在、配置されています保健師は臨時等であり、保健事業につきましては5～10年の中長期的な展開が必要となっておりますことから、正規の保健師を置いて技術指導等の助言を行い、市町村の保健師を育てていただきたいとの要望です。

他県を見ますと正規の保健師が配置されており、10数都道府県には臨時的な保健師しか配置されていないと聞いております。国費で賄えるとの話を聞いておりますので検討していただければと思います。

議 長

以上をもちまして、全て終了いたします。ご協力ありがとうございました。

閉 会 午後2時48分

(別紙)

理事長招集あいさつ（理事会）

令和3年2月3日（水）
自治会館2階大会議室

2月に入りましたので新年のご挨拶は省かせて頂きますが、一年間よろしく願い申し上げます。

本日は定例理事会を開催したところ、理事・監事の皆様方に公務ご多用の中、ご出席いただきありがとうございます。

また、日頃より国民健康保険事業の運営にあたりまして、多大なご尽力、ご理解をいただいておりますことを重ねてお礼申し上げます。

この時節柄、新型コロナウイルス感染症に関する話題を避けては通れない状況ですが、直近のニュースでは12日にワクチン承認、14日には日本に届くであろうというニュースが届きました。今まで市長会等でもいつ正しい情報が来るのかという議論ばかりでしたが、私自身も初めて具体的な日が確定した情報を得まして、これから通常の生活に戻る、そんな時代が早く来ることを願っております。

市町村がワクチン接種の実施主体となりますが、国保連合会におきましても住所地外の接種費用の請求・支払について役割を担う予定ですので、円滑な支払いを行うためのシステム構築及び体制づくりを現在進めています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による患者の医療機関への受診控えなどが未だに続いており、医療機関の経営状況も更に深刻な状態が続いております。医療機関に留まらず本会におきましても主力業務であります審査支払業務の取り扱い件数が減少しており、本会の経営への影響が懸念されるところでございます。

今後も様々な状況の推移を注意深く見極めながら、本会が安定的に運営できるよう適切に対応して参りたいと考えております。

さて、新たな国保制度が施行されてから3年が経過しようとしております。新たな国保制度は、県が保険者となり財政運営の責任主体となることで、安定的な国保の財政運営を図ることを目指したのですが、これまで概ね順調に進んできていると認識しております。

保険料水準の統一が極めて大きな課題でございますが、統一に向けたロードマップの説明会も順次始まっているところでして、本年度内に策定すべく、現在検討が進められているところでございます。

また、予防・健康づくり事業の更なる強化を図ることも重要なテーマでございますが、本会におきましては、保険者機能がより発揮できるよう、「国保データベースシステム

（KDB）」の利活用の支援を始め、国保・後期高齢者ヘルスサポート事業による保健事業支援など、保険者が行う、より効果的かつ効率的な健康づくり活動に貢献して参りたいと考えております。

当面のコロナ禍を何としても克服すべく、皆で精一杯の取組をしていかなければなりません。本会といたしましても、保険者の共同体として県を始めとする各保険者と一層の連携を図りながら、しっかりと役割を果たすべく、適切に事業を実施して参りますので、引き続きご支援とご協力をお願いする次第でございます。

本日の理事会は、令和3年度の事業計画、各会計予算並びに令和2年度予算の補正などについてご審議いただきまして、25日に開催する通常総会に提案して参りたいというものでございます。

以上申し上げまして、招集のご挨拶とさせていただきます。

定例理事会出席者名簿

R 3. 2. 3

役 職 名	氏 名	公 職 名	書面参加	備 考
理 事 長	小 口 利 幸	塩 尻 市 長		
副 理 事 長	小 池 正 充	平 谷 村 長	○	
副 理 事 長	北 村 政 夫	青 木 村 長		
常 務 理 事	土 屋 嘉 宏			
理 事	中 島 則 保	南 相 木 村 長	○	
理 事	今 井 竜 吾	岡 谷 市 長	○	医療保険課長 片倉俊幸
理 事	下 平 洋 一	飯 島 町 長	○	
理 事	大 屋 誠	上 松 町 長		
理 事	高 野 忠 房	麻 績 村 長		
理 事	甕 聖 章	池 田 町 長		
理 事	加 藤 久 雄	長 野 市 長	○	国民健康保険課長補佐 宮澤陽一
理 事	染 野 隆 嗣	小 川 村 長		
理 事	日 基 正 博	木 島 平 村 長		
理 事	関 隆 教	医師国保組合 理 事 長	○	
理 事	宮 川 信 一	建設国保組合 常 務 理 事	○	
理 事	濱 口 實	長野県国保 直 診 医 師 会 長		
監 事	下 川 正 剛	白 馬 村 長	—	副村長 横山秋一

以下この会議の正確を証するため、ここに署名する。

議 長（理事長）

塩 尻 市 長

印

議事録署名者

上 松 町 長

印

長野県国保直診医師会長

印